

質問第一号

長野県白骨温泉における入浴剤添加に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十六年七月三十日

福
山
哲
郎

参議院議長 千 景 殿

長野県白骨温泉における入浴剤添加に関する質問主意書

長野県の白骨温泉において、白濁を増すためにお湯に入浴剤を加えていた事実が発覚した。これは、多くの観光客の期待を裏切る行為であり断じて許すことはできない。同時に、国内の他の温泉施設への不信感につながっている。その中で、温泉法を所管する環境省の責任は極めて重大であり、放置することは許されないものと考ええる。そこで、以下質問する。

一 入浴剤添加の事実について

1 白骨温泉における入浴剤添加の事実を環境省が確認したのはいつのことか。また、どのような過程で誰が確認したのか具体的に記されたい。

2 入浴剤が添加された村内温泉施設名及び責任者の氏名を具体的に記されたい。

3 混入された入浴剤の種類及びその混入方法について、具体的に記されたい。

二 温泉法について

1 今回の入浴剤添加問題と温泉法との関係について記されたい。特に温泉法において、入浴剤の添加を想定しているかについて記されたい。

2 入浴剤を添加した場合、温泉法第一四条の成分表示はどのようにすべきなのか、具体的に記された
い。

3 今日まで状況を把握できなかった要因の一つとして、現行の温泉法にも問題があると思われるが、温泉法改正は検討しているのか。もし、検討しているとしたら、いつ頃までに、どのような内容の法案を提出する予定であるのかを記されたい。

三 今後の対策について

1 今回の件は、地元の観光産業に多大な影響を与えたと思われるが、経済的損失額はどれくらいになると認識しているのか。また、他の地域に与える経済的影響はどれくらいになると認識しているのか。具体的数値を記されたい。併せてその算定方法についても記されたい。

2 白骨温泉の事例以外で、政府が確認している事例があれば具体的に記されたい。もし現段階で確認できていないとすれば、このような事例は全国でどのくらいあるのか。早急に実態調査を行い、その情報を開示されたい。

右質問する。